

令和 7 年 4 月 1 日

各学部・研究科長
各研究所長 殿
医学部附属病院長
各学内共同教育研究施設長

弘前大学保健管理センター
所長 佐 藤 研
(公印省略)

放射線・有機溶剤・特化物等業務従事者の特殊健康診断
実施について（通知）

このことについて、労働安全衛生法第66条に基づき下記のとおり特殊健康診断を実施します。

特殊健康診断は受診が義務づけられていますので、関係職員に周知するとともに、該当者全員が必ず受診できるよう、お取り計らい願います。

記

1. 受診対象者

- ①放射線業務従事者
(管理区域立入者、R I 放射線取扱者、ガラスバッジ着用看護師等)
- ②鉛取扱業務従事者
- ③農薬等有機りん剤取扱業務従事者
- ④有機溶剤取扱業務従事者
- ⑤特定化学物質等取扱業務従事者

2. 検査日時及び項目 別紙のとおり

3. 特殊健康診断該当者については、別添「特殊健康診断申込書」及び「特殊健康診断該当者リスト」を 4月18日(金) までに保健管理センターへ提出願います。
該当者リストにはパスワードを付して提出願います。

また、①の該当者については「問診票（放射線業務従事者）」を、④⑤の該当者については「問診票（有機溶剤・特化物取扱者）」を併せて提出願います。

後日、提出された「問診票」等により、受診が必要な方のリストを保健管理センターから送付しますので、対象者へ改めてご連絡願います。

※注意：健康診断実施にあたっては、医療機関の対応に準じて受診の際にマスク着用を必須としますので、ご注意願います。

保健管理センター平田成直
内線：3118
mail：jm3118@hirosaki-u.ac.jp